

# 訴 状

令和5年12月15日

宮崎地方裁判所 御中

原告 黒木紹光

〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地

原告 黒木紹光

〒883-0004 宮崎県日向市浜町3丁目29番地 自宅（送達場所）

原告 黒木紹光

電 話&FAX 0982-95-0002

〒880-8555 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

被告 宮崎県議会議長 浜砂守

不作為違法確認請求事件

訴訟物の価額 算定不能

貼用印紙額 13000円

## 第1 請求の趣旨

1 被告浜砂守が、原告が第2の2項で示した「陳情書」で求めた宮崎県議会としてすべき対応を怠ることは違法であることを確認する。

2 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決ならびに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

## 1 当事者

原告は、宮崎県日向市に在住する宮崎県民である。

被告は、宮崎県議会において、これを統轄し代表する議長である。

## 2 原告による宮崎県議会に対する申請

(1) 令和3年9月4日、原告は、宮崎県議会に「株式会社コーソクの不正軽油(地方税脱税)に対する県の犯罪容認(背任)についての陳情(甲1の1)」を10名の署名簿(甲1の2)を添付して提出した。

(2) 令和3年9月23日、原告は、宮崎県議会に「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による撤回を申し入れさせる問題行為についての陳情(甲2)」を提出した。

(3) 令和3年10月11日、原告は、宮崎県議会に「令和3年9月23日付陳情書」について、何らの対応も回答もしない県議会の機能不全と無責任についての陳情(甲3)」を提出した。

(4) 令和3年11月24日、原告は、宮崎県議会に「令和3年9月4日付陳情書」等について、何らの対応も回答もしない県議会の責任についての陳情(甲4)」を提出した。

(5) 令和4年10月11日、原告は、宮崎県議会に「西村賢県議会議員による虚偽供述依頼疑惑について、本人への確認と県議会としてのしかるべき対応を求める陳情(甲5)」を提出した。

(6) 令和5年7月16日、原告は、宮崎県議会に「陳情書(宮崎県の「地獄絵」について)(甲6)」を提出した。

(7) 令和5年11月27日、原告は、宮崎県議会に「令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情(甲7)」を提出した。また、令和5年12月5日、原告は、宮崎県議会に「令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情補充書(甲8)」を提出した。

### 3 2項において原告が被告に求めた対応

(1) 原告は、「株式会社コーソクの不正軽油(地方税脱税)に対する県の犯罪容認(背任)についての陳情(甲1)」において、被告に、株式会社コーソクの不正軽油(地方税脱税)を宮崎県が容認していることについて、特別委員会を設置して事実関係を調査し、県政の正常化に努めることを求めた。

(2) 原告は、「「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による撤回を申し入れさせる問題行為についての陳情(甲2)」において、被告に、5頁記載の①～④を求めた。

(3) 原告は、「「令和3年9月23日付陳情書」について、何らの対応も回答もしない県議会の機能不全と無責任についての陳情(甲3)」において、被告に、本陳情書への回答及び釈明を求めた。

(4) 原告は、「「令和3年9月4日付陳情書」等について、何らの対応も回答もしない県議会の責任についての陳情(甲4)」において、被告に、本件コーソク不正軽油事件に対する対応と県民に対する説明を求めた。

(5) 原告は、「西村賢県議会議員による虚偽供述依頼疑惑について、本人への確認と県議会としてのしかるべき対応を求める陳情(甲5)」において、被告に、西村賢県議会議員への事実確認、対応、及び陳情人への報告を求めた。

(6) 原告は、「陳情書(宮崎県の「地獄絵」について)(甲6)」において、被告に、第3の5議会の責任(議長への求釈明)、6「確認書」返還及び第7百条委員会設置を求めた。

(7) 原告は、「令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情(甲7)」において、被告に、百条委員会を設置して本件コーソク不正軽油事件の全容を解明し、県政正常化に努めることを求めた。また、その「補充書(甲8)」において、被告に、令和5年12月13日までの文書回答を求めた。

#### 4 3項に対して被告がとった対応

被告は、原告による3項の各要請に対して、令和3年9月24日「陳情書の取扱いについて(甲9)」を原告に送付した以外、何らの対応もしなかった。

#### 5 宮崎県民としての原告らの権利

##### (1) 憲法第16条に基づく権利

「陳情書」は、地方自治法第124条に基づく制度としての「請願書」とは異なり、地方自治法上はその定めがない。一方、憲法第16条において、国民は、広く請願する権利を与えられているのであるから、各地方公共団体の議会において「陳情書」を受け付ける制度が設けられているのは、憲法第16条に基づく権利（請願権）行使の手段だと言える。

##### (2) 地方公共団体の住民の権利

地方自治法第10条2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められている。

ここで「役務の提供」を具体的に説明すると、「知識や技術、サービスの提供」のことであるが、地方自治法について言えば、「公共サービスの提供」のことである。

それでは「公共サービス」とは何か？公共サービス基本法第2条「この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。」また、1号「国又は地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供」、2号「前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為」である。

したがって、地方公共団体の住民は、日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たす地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備

その他の公共の利益の増進に資する行為をひとしく受ける権利を有することになる。

原告は、2項各陳情書で、上記の地方公共団体の住民の権利の行使として、「公共の利益の増進に資する行為をひとしく受ける権利」及び「請願権」に基づき、宮崎県が公共の利益を損ねている現状を改善すべく、被告に対し、法に基づく被告の義務の履行を求めたものである。

また、原告の趣旨に同意して「株式会社コーソクの不正軽油(地方税脱税)に対する県の犯罪容認(背任)についての陳情(甲1の1)」添付の署名簿(甲1の2)の10名の署名者の行為もまた、原告同様地方公共団体の住民の権利の行使に当たる。

## 6 宮崎県議会及び宮崎県議会議員の法的義務

### (1) 地方自治法の規定

地方自治法第89条3項「普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」、第96条「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」の四「法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。」、第98条「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。」

### (2) 法に基づく被告の義務

(1) より、まず、宮崎県議会議員は、誠実にその職務、すなわち県政のチェックを

行わなければならない。また、宮崎県議会は、地方税の賦課徴収に関する事件を議決してなければならない。さらに、宮崎県議会は、宮崎県の事務に関する書類及び計算書を検閲し、宮崎県知事の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

### (3) 被告の不作为

ところが、宮崎県議会議員及び宮崎県議会は、原告が、2項各「陳情書」の提出により、軽油引取税脱税事件所謂コーソク不正軽油事件について告知し、その解決を求めたにもかかわらず、令和3年9月以降2年4カ月間も、何らの調査も審議もすることなく、かつ宮崎県知事の報告を請求することもなく、軽油引取税脱税事件を放置し、公益及び公共の福祉を毀損した。

したがって、当該被告の不作为が、法に基づく被告の義務に照らせば違法であることは言うまでもない。

### (4) 被告の偽造私文書等行使罪幫助

また、宮崎県議会は、株式会社コーソク代表取締役西村賢一及び西村賢県議会議員による私文書偽造行使罪による7通の「確認書(甲10の1~7)」を受理して、原告による署名活動の署名を撤回処理している。しかも、原告が、令和3年9月23日「[令和3年9月4日付陳情書]添付署名について、西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による撤回を申し入れさせる問題行為についての陳情(甲2)」を提出して、しかるべき対応(署名撤回は無効であることを要請したにもかかわらず、何ら考慮することなく受理している。

当該行為は、「確認書」が偽造私文書だと知りつつ、西村議員による偽造私文書等行使罪を幫助するもの(刑法62条1項)であり、明らかに違法である。

## 7 原告による宮崎県議会議員個人に対する要請

### (1) 宮崎県議会陳情活動経緯

原告は、2項各陳情活動に留まらず、本件コーソク不正軽油事件の解決を図り、令和

元年5月以降、宮崎県議会議員個人に対し、協力を要請してきた。その活動の経緯は、「宮崎県議会陳情活動経緯（甲11）」の通りである。しかしながら、それらの要請活動もまた2項各陳情活動と共に、すべて所謂徒労に終わっている。

（2）原告は、宮崎県議会議員個人に対する協力要請活動を2019年5月から開始した。まず十数名に対して「コーソク不正軽油事件について（甲12の1）」をメールまたはファクスで送った。6月中旬から議会が開かれる予定だったことから、6月議会で採り上げてもらいたいと考えたが、全員が無視した。

（3）そこで原告は、令和元年7～8月、より詳細な情報をレポート「宮崎県脱税トライアングル疑惑（甲13～14）」にして再び県議会議員数名に送ったが、反応はなかった。その後、再び県議会議員数名にメールとファクスで「議会迫及と署名収集協力をお願い（甲15）」を送ると共に、「宮崎県民各位（甲16）」チラシを作成して、地元日向市を中心に配布予定だったが、一人の活動では限界があり、計画はとん挫した。

（4）原告は、令和2年も繰り返し県議会議員数名にメールとファクスで情報提供と協力要請を重ねたが、やはり反応はなかった。また、並行して、直接県とやり取りをして解決を図ったが、県は、露骨に犯罪を隠蔽してもみ消しを図った。

（5）令和3年4月上旬、壁にぶち当たった原告は、改めて、国民民主党田口雄二議員に事件解決協力を要請した。田口議員は、4月13日、太田清海議員と共に、県税務課鎌田課長補佐と小城（コジョウ）主幹と面談。すると、4月30日、田口議員より、県職員は「コーソクの不正軽油については、問題ありません。議会でコーソクの不正軽油問題を迫及すると、逆に名誉棄損でやられますよ。」と説明したとの電話報告があった。

また、驚くべきことに、この時田口雄二議員は、原告に「今後一切この事件については関わらない。」と伝えた。

（6）令和3年5月、原告は、議会に提出する「請願書」を作成し、立憲民主党渡辺創、太田清海、国民民主党田口雄二、共産党来住一人各県議会議員に紹介議員を依頼したが、全員に拒絶された。

(7) 原告は、県議会議員数十名に、令和5年7月、メールで「陳情書（宮崎県の「地獄絵」について）（甲6）」を、令和5年11月、「令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情（甲7）」をそれぞれ送付して、事件解決協力を要請したが、何らの進展もなかった。

## 8 県政のチェック機能を果たさない被告

### (1) 見て見ぬ振りの4年7カ月間

宮崎県民は、被告宮崎県議会及び宮崎県議会議員に、県政のチェック機能を負託している。前宮崎県議会議長中野一則氏は、被告ホームページにおいて、「県議会では、県民の皆様が安全・安心で、心豊かに暮らすことができる社会を実現するため、行政に対する監視・評価・チェック等の機能を果たすとともに、積極的な政策提言を行うなど、執行部とともに県政運営に力を注いでおります。」と述べている。また、現宮崎県議会議長浜砂守氏は、「県議会におきましては、行政に対する監視・評価や、積極的な政策提言を行い、均衡ある県勢の発展と総合的な地域づくりを目指して、多様な取り組みを進めているところでもあります。」と述べている。

ところが、見てきた通り、原告が、宮崎県議会議員個人に対しては平成31年5月から4年7カ月間、被告に対しては令和3年9月から2年3カ月間、本件コーソク不正軽油（軽油引取税脱税）事件を放置してきた宮崎県に対して、数十回にわたって適切な対応を求めてきたにもかかわらず、何らの対応もすることなく、見て見ぬ振りをしてきた。

まさに甚だしい言行不一致である。つまり、「県民の皆様が安全・安心で、心豊かに暮らすことができる社会を実現するため、行政に対する監視・評価・チェック等の機能を果たす」とか「行政に対する監視・評価や、積極的な政策提言を行い、均衡ある県勢の発展と総合的な地域づくりを目指して、多様な取り組みを進めている」など、単なる口先だけの外交辞令で、事実とは全く異なる虚偽に過ぎない。



## (2) 宮崎県知事の背任と無法社会を許した被告の不作為

本来なら、宮崎県議会で本件コーソク不正軽油（軽油引取税脱税）事件を問題にすれば県による犯罪もみ消し、すなわち宮崎県知事の背任はできなかつた筈である。

令和3年5月、原告は、県議会に提出する「請願書」の紹介議員を、4名の野党議員に依頼したが全員に断られた。立憲民主渡辺創（現衆議院議員）、太田清海、国民民主田口雄二、共産来住一人の4人である。仕方なく原告は「請願書」ではなく「陳情書」に代えて議会に提出した。

すると、そこから西村ら（コーソク西村賢一社長と西村賢県議会議員）と県警の共謀による冤罪工作違法捜査が始まった。原告は、動きを察知して、間一髪冤罪を免れた。もし、議員が一人でも原告に協力すれば、本件事件の解決がここまで難航することとはなかつたし、原告が冤罪の危機に陥ることもなかつた。

被告による上記不作為は、本件コーソク不正軽油事件解決を遅延させたばかりか、西村賢一氏及び西村賢県議会議員による私文書偽造及び行使罪、宮崎県警による犯罪もみ消し及び冤罪工作違法捜査（職権濫用）など犯罪規模を拡大させ、県民に多大な損害を与えると共に、無法状態を容認した結果、原告の身を危険に晒し人権侵害に及ぶ深刻な事態をもたらした。

ある時、原告は、知人に頼んであるベテラン自民党県議会議員に本件コーソク不正軽油事件解決をお願いしてもらった。するとこのベテラン自民党県議会議員は、次のように答えた。「コーソク不正軽油事件のことは、県議会議員は全員知っている。けど、コーソクには世話になっているので（不正追及は）できない。」原告は、不思議に思った。なぜなら、この自民党県議会議員は、コーソクがある日向市選挙区とは違う選挙区の議員だからだった。選挙区が違うのに「世話になっている」という言葉の意味がピンとかなかつたので、知人に意味を尋ねた。すると知人は「もちろん金をもらっているという意味だ。皆もらっている。それが西村のやり方だ。」と答えた。

知人が言うことが本当なら、県議会議員は全員コーソク西村に口止め料をもらって

いるので、この県税脱税事件を黙認していることになる。ということは、投票してくれた選挙民のためではなく、金をくれた県税脱税業者のために県政のチェックという県民に負託された使命を放棄したということである。もちろん、皆議員報酬は放棄していない。

原告がたった一人で身の危険を冒して戦わなければならなかった真の理由、それは、39名の県議会議員全員が、本件コーソク不正軽油事件を見て見ぬ振りをしてきたからだった。そしてその理由は、本当に、コーソク西村に口止め料をもらったからなのか？原告は、県議会議員がもらった口止め料と引き換えに、事件解決のために4年7カ月間を徒労に費やし、身の危険を冒してまで戦わなければならなかったのか？

もし本当にそうなら、無能化した県議会に対し、県民が異を唱えなければいけないのは当然である。それにしても情けない。

## 9 県議会議員としての西村賢県議会議員の行動及び評価

### (1) 令和2年10月6日「質問状(甲27)」

西村賢県議会議員(以下西村議員)は、本件コーソク不正軽油事件の当事者である株式会社コーソクの取締役でもある。原告は、その西村議員に、令和2年10月6日、「質問状(甲27)」を送付した。質問は①～⑧まで8項目にわたる。また、西村議員が県議会議員39名の中で毎年トップの高額所得者であることは、新聞報道で知られているが、確か、コーソクグループより年間2000万円以上の報酬を受けている。金額で計れるかどうか難しいところだが、当該報酬は、議員報酬を遥かに上回る額であり、西村議員の軸足は、完全にコーソク取締役にあると言える。

質問事項8項目に記載した内容は事実であり、それ故か、西村議員からの回答はなかった。

### (2) 令和3年9月「確認書(甲10)」署名取付活動

西村議員は、原告が県議会に提出した署名簿(甲1の2)の署名撤回を図り、令和

3年9月、署名者数名を訪ねた。その際、署名者に署名撤回を申し入れさせるための「確認書（甲10）」を作成し、各署名者に撤回を促して「確認書（甲10）」に署名させて、それを中野一則前県議会議長に提出した。

「確認書（甲10）」については、「陳情書（宮崎県の「地獄絵」について）（甲6）第2の4」記載の通り、明らかに偽造文書である。すなわち、内容が虚偽で、その内容を告げずに署名者に署名させたものである。

それについての経緯及び事情については、署名者の1人である〇〇〇〇氏の「反訳書（甲29-1）」及び「陳述書（甲29-2）」の通りである。また、西村議員は、署名者の1人である竹花恭子氏と面会した際、「黒木紹光を刑事告発して県警に告発状が受理されました。」と話している。つまり、偽造文書である「確認書（甲10）」に基づき、原告を虚偽告発したことになる。

原告は、当該「確認書（甲10）」署名取付行為が強要罪に当たることから、令和3年10月3日、西村議員に「要請書（甲28）」を送付した。

### （3）令和4年10月頃の虚偽証言依頼

原告に「確認書（甲10）」署名取付行為を察知されて冤罪工作に失敗した西村議員は、懲りずに、令和4年9月以降、宮崎県警の力を借りて再び冤罪工作を図った。原告は、この時点で、「確認書（甲10）」7名分が宮崎県議会に受理されて、名目上原告自身の私文書偽造罪がでっち上げられていることを把握しておらず、署名者数名から県警の事情聴取を受けたと報告を受けた時は、正確には、私文書偽造罪をでっち上げる冤罪工作であることを知らなかった。

ただ、署名者数名の報告から、そのような趣旨での事情聴取である旨を知ったので、すぐ県警に冤罪工作の停止を求めた。すると、令和4年11月10日、署名者の1人である〇〇〇〇氏から原告に報告があった。それによると、西村議員が署名者の1人である松本弘志氏を訪れて「県警が動くもんだから、とにかくコーソクに有利な証言をしてもらえませんか。」と頼んだということだった。

原告は、松本弘志氏と同様な疑いがある2名の署名者である竹花恭子氏と児玉幸人氏、計3名に、令和4年10月11日、事実（虚偽証言）確認のメールを送っているが、3名からは回答がなかった。しかし、〇〇〇〇氏からの報告によって、虚偽証言及び冤罪工作の事実をほぼ把握した。

（4）令和5年7月「確認書（甲10）」入手

原告は、令和4年12月20日、冤罪工作違法捜査による人権侵害を理由に、西村ら（コーソク西村賢一社長と西村議員）と宮崎県警本部長山本将之の三者を民事提訴した。（令和4年（ワ）第440号損害賠償請求事件）

その裁判の中で、西村らに署名撤回を申し入れさせるための文書すなわち「確認書（甲10）」の存在を問いただすと、西村らは「署名者に対して署名の理由を確認したに過ぎず、撤回を求めた事実はない」と主張した。そこで原告が宮崎県議会に情報開示請求すると、「確認書（甲10）」の存在が確かめられ、西村らの主張が虚偽だと判明した。さらに、西村ら自身による私文書偽造及び行使罪行為が判明した。

（5）不正軽油犯罪隠蔽目的の証拠改竄行為

令和5年6月27日、令和4年（ワ）第440号損害賠償請求事件において、西村議員は、不正軽油犯罪を隠蔽するために、タンクローリーナンバーを削除した改竄証拠（レシートと納品書）を提出した。具体的には、本件タンクローリー（ナンバー2304）ではない別のタンクローリーで運搬した重油を本件タンクローリー（ナンバー2304）で運搬したとして、レシートと納品書のタンクローリーナンバーを削除した改竄証拠を提出し、重油を運搬したという虚偽を主張した。

この改竄証拠（レシートと納品書各3枚）は、日向市の西村さとし事務所から、代理人弁護士殿所法律事務所にファックスされたものだった。ということは、改竄したのは、ほぼ間違いなく西村議員である。

また、これによって、不正軽油犯罪が確定的に事実であることが、西村議員自身によって立証された。

## (6) 西村議員の議員活動実態

見てきた通り、西村議員は、県議会議員として働いているわけではない。その実態は、県議会議員としての立場を利用して、コーソクのために不正軽油犯罪の隠蔽を図り、署名を取り付けたり、県警を動かしたり、証拠を改竄したり、そして、恐らく議会工作をしているものと考えられる。

## (7) 被告による不作為の原因

被告及び県議会議員39名は、長きにわたって、本件コーソク不正軽油犯罪及び宮崎県による犯罪もみ消し（背任）を見て見ぬ振りをしてきた。被告による不作為の原因として西村議員が与えた影響があることは間違いないが、特定する時、西村議員を庇う情実なのか、前述した金の力なのか、それとも、コーソクと県及び県警の癒着構造という権力に屈した結果なのか、それらの複合的原因なのかは定かではない。

いずれにしろ、被告は、県政史上最悪と言える本件コーソク不正軽油犯罪&県による犯罪もみ消し（背任）というW犯罪及びその中心人物である西村議員を受け容れ、まるで毒饅頭と解毒剤を合わせて摂取するレシピに体がすっかり慣れたかのように、見事に共存してきた。

そのレシピが代々受け継がれてきた宮崎県の伝統かどうかはともかく、不作為自体が県民の負託を裏切る極めて重大かつ深刻な違法行為であることは紛れもない事実である。県政のチェック機能という法に基づく義務を忘れた宮崎県議会、その結果として県税脱税及び無法社会という代償を強いられたのは、公務員の給料や議員報酬を負擔している県民という笑うに笑えない呆れ果てた現実世界がある。これは最早地獄絵とも狂った社会の断末魔とも言える。

## 10 提訴賛同者

本件提訴について、原告が、被告宮崎県議会に対する抗議の意思を示す機会である趣旨に賛同する者を募ったところ、添付目録の賛同者がいた。尚、提訴後、賛同者に

については順次募り、追加の予定である。

提訴賛同者には、原告同様極めて強固な抗議の意思があるので、追って各賛同者の「陳述書」を提出することとしたい。

11 よって、

原告は、被告に対し、請求の趣旨記載の判決ならびに仮執行宣言を求める。

以上

## 証拠方法

- 1 甲第1号証 「株式会社コーソクの不正軽油(地方税脱税)に対する県の犯罪容認(背任)についての陳情」及び署名簿
- 2 甲第2号証 「「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による撤回を申し入れさせる問題行為についての陳情」
- 3 甲第3号証 「「令和3年9月23日付陳情書」について、何らの対応も回答もしない県議会の機能不全と無責任についての陳情」
- 4 甲第4号証 「「令和3年9月4日付陳情書」等について、何らの対応も回答もしない県議会の責任についての陳情」
- 5 甲第5号証 「西村賢県議会議員による虚偽供述依頼疑惑について、本人への確認と県議会としてのしかるべき対応を求める陳情」
- 6 甲第6号証 「陳情書(宮崎県の「地獄絵」について)」
- 7 甲第7号証 「令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情」
- 8 甲第8号証 「令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情補充書」
- 9 甲第9号証 「陳情書の取扱いについて」
- 10 甲第10号証 「確認書」
- 11 甲第11号証 「宮崎県議会陳情活動経緯」
- 12 甲第12号証 「コーソク不正軽油事件について」
- 13 甲第13号証 「令和元年7月25日宮崎県脱税トライアングル疑惑」
- 14 甲第14号証 「令和元年8月7日宮崎県脱税トライアングル疑惑」
- 15 甲第15号証 「議会追及と署名収集協力をお願い」
- 16 甲第16号証 「宮崎県民各位」
- 17 甲第17号証 渡辺創県議会議員宛メール

- 18 甲第18号証 「要請書」
- 19 甲第19号証 「9月13日付要請書の件」
- 20 甲第20号証 「コーソク事件解決に向けて」
- 21 甲第21号証 「宮崎県政の正常化回復について」
- 22 甲第22号証 「宮崎県政の正常化回復と選挙協力について」
- 23 甲第23号証 「県政再生協力のお願い」
- 24 甲第24号証 「陳情書（宮崎県の「地獄絵」について）」送付メール
- 25 甲第25号証 「令和3年9月4、23日付及び令和5年7月16日付「陳情書」に対する県議会の不作為について、法に基づくしかるべき対応を求める陳情」送付メール
- 26 甲第26号証 「請願書」署名のお願い
- 27 甲第27号証 「質問状」
- 28 甲第28号証 「要請書」
- 29 甲第29号証 「反訳書1」「○○○○陳述書」「反訳書3」

#### 附属書類

- |   |       |     |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本  | 1通  |
| 2 | 甲号証写し | 各2通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2通  |



## 提訴賛同者目録

- 1 牧元壮太 都城市都北町 6261-1 フットパス 102
- 2 中田美幸 日向市日知屋 5756 番地
- 3 水口博英 日向市迎洋園 2-1 2 8
- 4 川並照幸 高千穂町 三田井 806-3
- 5 函師素子 宮崎市島之内 9 2 1 3-9 5
- 6 日高イツ子 宮崎市島之内 9 2 1 3-1 9 5
- 7 谷みどり 日南市中平野 3 丁目 5-18
- 8 谷満子 日南市中平野 3 丁目 5-18